

○宮崎大学医学部メディア企画室規程

〔平成16年4月1日  
制 定〕

改正 平成30年11月21日 令和4年3月2日

(設置)

第1条 宮崎大学清武キャンパス総合教育研究棟に、宮崎大学医学部メディア企画室（以下「企画室」という。）を置く。

(室及び業務)

第2条 企画室に、次の室を置く。

- (1) コンテンツ作成室
- (2) マルチメディアスタジオ

2 企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 広報に関すること。
- (2) 番組作成、放送に関すること。
- (3) マルチメディアスタジオの管理・運営に関すること。

(職員)

第3条 企画室に、室長及びその他の職員を置く。

- 2 室長は、企画室の業務を掌理する。
- 3 その他の職員は、上司の命を受け、企画室の業務に従事する。

(室長等)

第4条 室長は、医学部長をもって充てる。

- 2 その他の職員は、総務課職員をもって充てる。

(事務)

第5条 企画室の事務は、メディア企画室において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、企画室の運営に関し必要な事項は室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。